



電動キックボードに 新たな区分が 加わりました

なお、「原動機付き自転車（原付バイク）」に区分される電動キックボードについてルールの変更はなく引き続き運転免許やヘルメットの着用が求められます。

ご利用の際は、交通ルールを守って安全運転をお願いします。

	特定小型原動機付き自転車 (新区分：電動キックボード)	原動機付き自転車 (原付バイク、原付バイクに区分される電動キックボード)
運転免許	不要 (16歳未満は禁止)	必要
ヘルメット着用	努力義務	義務
走行場所	車道、普通自転車専用通行帯 ※1 自転車道 (サイクリングロード) 歩道 (速度 6km/h の場合のみ)	車道
制限速度	車道：20km/h 歩道：6km/h	原付一種 30km/h 原付二種 60km/h
右折方法	二段階右折	二段階右折
ナンバープレート	必要	必要

令和5年7月1日から、電動キックボードに「特定小型原動機付き自転車」という新区分が追加されました。

※1 普通自転車専用通行帯



原動機付き自転車の右折方法



自転車および歩行者専用道路



一方通行



一時停止



交通標識の知識も必須ですよ

お問い合わせ

荒川区役所 生活安全課交通安全係 03-3802-3067